

社団法人 豊橋青年会議所定款

第 1 章 総則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人豊橋青年会議所 (Toyohashi Junior Chamber Inc) という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を愛知県豊橋市花田町石塚 42 番地の 1 (豊橋商工会議所内) に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、産業、経済、文化等の向上を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 産業、経済、文化等に関する調査研究、並びにその改善、発展に関する事業。
- (2) 社会奉仕及び青少年問題に関する事業。
- (3) 国際青年会議所、日本青年会議所、国内及び国外の青年会議所その他の諸団体との提携に関する事業。
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業。

(運営の原則)

第 5 条 この法人は、特定の個人、又は法人、その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

この法人はこれを特定の政党のために利用してはならない。

第 2 章 会 員

(会員の種類及び資格)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した愛知県豊橋市及びその周辺に居住する 20 才以上 40 才未満の品格ある青年 (事業年度中に 40 才に達した正会員については、その 40 才に達した日の属する事業年度中は正会員の資格を有するものとする。)
- (2) 特別会員 正会員であった者で、40 才に達したことにより正会員の資格を失ったもの。

(入 会)

第 7 条 正会員になろうとする者は、推薦資格を有する正会員 2 名以上の推薦により入会申込書を理事長に提出しなければならない。

2. 理事長は前項の申込を受けた場合は、入会者選考委員会及び理事会の承認を得て入会を許可する。

(入会金及び会費の納入)

第 8 条 会員は総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納めなければならない。

2. 既納の入会金及び会費は、返還しないものとする。

(資格の喪失)

第 9 条 会員は次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本会が解散したとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 破産宣告又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき。
- (6) 年会費を当該事業年度内に納入することを怠ったとき。
- (7) 総会及び例会の出席率が 60%に達しなかったとき。

(休会・退会)

第 10 条 会員が退会しようとするときは退会届を理事長に提出しなければならない。

2. 会員が相当の理由がある場合には、理事会の承認を得て、休会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するときは総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき。
- (2) 定款又は総会の決議を無視する行為があったとき。

(権利の喪失)

第 12 条 退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失ない、すでに納入した会費その他この法人の資産に対して、何等の請求をすることができない。

第 3 章 役員等

(役員)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1 名
- (2) 副理事長 3 名以上 5 名以内
- (3) 専務理事 1 名
- (4) 理事 20 名以上 30 名以内
(理事長、副理事長及び専務理事を含む)
- (5) 監事 2 名

(役員を選任)

第 14 条 役員は、総会において正会員のうちから選任する。

2. 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
3. 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
4. 理事のうち、同一の親族、特定の企業の関係者又は所管する官庁の出身者（現職を含む。）が占める割合は、それぞれ理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の 2 分の 1 を超えてはならない。

(役員職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、所務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故があるとき又は欠けたときはあらかじめ定めた順位に従いその職務を代行する。
3. 専務理事は、理事長および副理事長を補佐して所務をつかさどり且つ事務局を統括する。
4. 理事は理事会を構成し、所務の執行を決定する。

5. 監事は、次の職務を行う。

- (1) 財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会又は愛知県知事に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求し、又は招集すること。

6.監事は必要に応じ、理事会に出席し意見を述べることができる。

(役員任期)

第 16 条 役員任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2.補欠又は増員により選任された役員任期は前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3.役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、この役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(顧問および相談役)

第 18 条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2.顧問及び相談役は理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 3.顧問及び相談役は、理事長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

第 4 章 会議

(種別)

第 19 条 会議は、総会及び理事会とする。

- 2.会議は理事長が招集する。
- 3.総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 4.理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(総会)

第 20 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2.通常総会は毎事業年度終了後 60 日以内に招集する。
- 3.臨時総会は、理事長が必要と認めたとき招集する。
- 4.理事長は、正会員総数の 5 分の 1 以上から、又は、監事から、会議の目的である事項を示して、臨時総会の請求があったときは、その請求のあった日から 60 日以内に招集しなければならない。

(総会の招集)

第 21 条 総会の招集は、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面により、開催日の 10 日前までに会員に通知しなければならない。

- 2.前項に規定する書面をもって行う通知に代えて、理事会の議決を得て理事長が別に定めるところにより正会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を行うことができる。この場合においては、前項の規定による通知を行ったものとみなす。

(総会の議決事項)

第 22 条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他の重要事項

(総会の定足数等)

第 23 条 正会員は、それぞれ 1 個の表決権を有する。

2. 総会は、正会員の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。
3. 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第 24 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席正会員に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 25 条 総会の議事については、議事録を作成しなくてはならない。

2. 議事録は、議長が指名する議事録作成者が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及びその会議において選出された出席正会員 2 名以上がこれに署名押印するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

(理事会)

第 26 条 理事会は、理事をもって構成し、理事長が必要と認めるとき招集する。

2. 理事長は、理事の 5 分の 1 以上から招集の請求があるときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

(理事会の議決事項)

第 27 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会務の執行に関する事項
- (2) 総会に提出する議案
- (3) 総会によって委任された事項
- (4) 総会を開くいとまがない場合における緊急事項
- (5) その他の重要事項

2. 前項第 4 号の議決事項は、次の総会において承認を得なければならない。

(規定の準用)

第 28 条 第 23 条から第 25 条までの規定は、理事会に準用する。

第 5 章 委員会等

(委員会の設置)

第 29 条 この法人は、その目的達成に必要な事項を調査し、審議し、実施するために委員会を置く。

2. 委員会については別に定める規定による。

(委員の任命)

第 30 条 委員会に委員長 1 名及び委員若干名を置く。

2. 委員長は理事のうちから、理事会の承認を得て、理事長が任命し、委員は、正会員のうちから理事会の承認を得て、委員長が任命する。
3. 特別委員会の委員長については理事たることを要しない。

(例 会)

第 31 条 例会は原則として、毎月 1 回以上開催する。

2. 例会については、事業計画に基づき、理事会でこれを定める。

第 6 章 事 務 局

(事務局)

第 32 条 この法人は、その事務を処理するために事務局を置く。

2. この法人は、常に次に掲げる書類及び帳簿を事務局に備え付け、第 1 号から第 5 号までに掲げる書類については、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
- (5) 事業計画書及び収支予算書
- (6) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (7) 会議の議事に関する書類
- (8) その他必要な書類及び帳簿

3. 会員は、前項第 1 号から第 8 号に掲げる書類をいつでも閲覧することができる。

第 7 章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第 33 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日から、その年の 12 月 31 日までとする。

(資産の構成)

第 34 条 この法人の資産は、次のものをもって構成するものとする。

- (1) 会 費
- (2) 入 会 金
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 35 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

(経費の支払等)

第 36 条 本会議所の経費は資産をもって支弁する。

2. 毎事業年度の決算において剰余金を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、理事長が作成し、年度開始前に総会の議決により定め、愛知県知事に提出しなければならない。

(会計書類等)

第 38 条 理事長は、毎事業年度を終了とともに、次の書類を作成し、通常総会開催の 7 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 会計報告書 (収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録)

2. 監事は、前項の書類を受領したときには、これを監査し、監査報告書を作成して理事長に提出しなければならない。

3. 理事長は、事業年度終了後 3 か月以内に、総会の議決を経て、第 1 項の書類を愛知県知事に提出しなければならない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、愛知県知事の許可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 40 条 この法人は、総会において、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得なければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第 41 条 この法人の解散に伴う、残余財産の処分は、総会において、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、愛知県知事の許可を得てこの法人と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

第 9 章 雑則

(細 則)

第 42 条 この定款に定めるもののほか、この法人の事業の運営上、必要な細則は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

附 則

昭和 47 年 1 月 19 日 制定

昭和 50 年 2 月 20 日 変更

昭和 52 年 10 月 7 日 変更

昭和 56 年 1 月 15 日 13 条変更

平成元年 1 月 15 日 13 条変更

平成 4 年 8 月 9 日 13 条変更

平成 11 年 8 月 9 日 13 条変更

平成 17 年 1 月 1 日 変更